

S-17/1

シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

国連憲章、世界人権宣言および市民的及び政治的権利に関する国際規約を含む関連する国際人権条約の目的と原則、並びに全ての国家は、人権と基本的自由を促進しまた保護する義務があることを再確認し、

どんなときでも、公の緊急事態でさえ、違反できない権利に関する市民的及び政治的権利に関する国際規約第4条を想起し、

2006年3月15日の60/251および2011年6月17日の65/281の総会諸決議もまた想起し、

最近の出来事の文脈におけるシリア・アラブ共和国の人権状況に関する、2011年4月29日の人権理事会決議S-16/1を更に想起し、

安全保障理事会議長による声明2011年8月3日のS/PRST/2011/16を想起し、

国際連合人権高等弁務官が、2011年8月18日にシリア・アラブ共和国における人権状況について安全保障理事会で説明した事実留意し、

事務総長および高等弁務官による最近の声明並びにシリア・アラブ共和国における人権侵害に関する2011年8月5日の人権理事会特別手続の職務権限保有者の合同声明にまた留意し、

2011年8月14日のイスラム協力機構の事務総長の声明と2011年8月7日のアラブ連盟の事務総長の声明、その中で彼らはシリア・アラブ共和国における人権状況について懸念を表明したもの、に留意し、

国際連合のすべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むべきであることを再確認し、

1. 恣意的な処刑、武力の過度の使用および抵抗者並びに人権擁護者の殺害や迫害のようなシリア当局による継続した重大且つ組織的な人権侵害、恣意的拘禁、強制失踪、拷問および子どもを含む拘禁者の虐待を強く非難する。

2. 人権理事会決議S-16/1¹に従って人権高等弁務官事務所により派遣された事実調査使節団の報告書の発行を歓迎し、そして人道の罪に相当する可能性のある人権侵害の様式があったことを含む、その所見について重大な懸念を表明する。

3. シリア住民への継続した無差別攻撃を憂慮し、そしてシリア当局に対し、住民に対するあらゆる暴力行為を直ちに止めることを求める。

4. シリア当局に対し、あらゆる人権侵害に終止符を直ちに打つこと、住民を守ることおよび国際人権法の下でのその義務を完全に遵守することを求め、そしてシリア・アラブ共和国におけるあらゆる暴力の即時終了を求める。

5. シリア・アラブ共和国政府に対し、全ての良心の囚人および恣意的に拘禁された人々を直ちに釈放すること、並びにいかなる脅迫、迫害およびジャーナリスト、法律家並びに人権擁護者を含む個人の恣意的な逮捕も直ちに止めることを求める。

6. シリア当局に対し、不当な制限なしにシリア・アラブ共和国において活動することを独立したメディアに許すこと、全ての者にインターネットと長距離通信網の利用を許すこと、および報告に関する検閲を撤廃することを促す。

7. 人権状況に懸念を表明しそしてシリア当局に対し、全ての人道機関および職員のために時宜を

¹ A/HRC/18/53

得た、安全なそして妨害のない立ち入りを確保することおよび同国に対する人道支援と医薬供給品の安全な通過を確保することを促す。

8. シリア人主導の政治プロセスとシリア住民の人権の促進と保護を目的としたシリア住民の合法的な憧れと懸念に効果的に対処する目的で、恐れや脅迫のない環境で実施された包括的な、信頼に足るそして純粋な国民対話を求める。

9. 純粋な対話に対する従前の求めに解答していないこととまたシリア当局が発表した政治改革の約束の履行に進展がないことを遺憾に思う。

10. 高等弁務官事務所および人権理事会の手續と十分に協力するというシリア当局への人権理事会の呼びかけを強化し、そして理事会決議 S-16/1 のシリア当局による不遵守および同事務所の実地調査使節団との不協力を深い遺憾の意を表明する。

11. 関連するテーマ別の特別手續の職務権限保有者に対し、その各々の職務権限の範囲内で、シリア・アラブ共和国における人権の状況に特別の注意を払い続けることを奨励し、そしてシリア当局に対し、これらの職務権限保有者と、同国への訪問を許すことを含んで、協力することを促す。

12. 国際人権法を含む、国際法の違反に対する国際的な、透明な、独立したそして迅速な調査の必要性および違反に責任を有する者の責任を問う必要性を強調する。

13. 人権理事会議長により任命されることになる、シリア・アラブ共和国における 2011 年 3 月以来の国際人権法の申し立てられた全ての違反を調査するための、そのような違反に相当する可能性のあるそして犯された犯罪の事実や状況を立証するためのそして可能な場合には、人道に対する罪を構成するであろうものを含む、違反の実行者が責任を問われることを確保する目的でこれらの責任あるものを特定するための、独立した国際的な調査委員会を緊急に派遣することを決定する。

14. 上述の調査委員会の報告書は、可及的速やかに、そしてどのような場合でも、2011 年 11 月末以前に、公表されることを要請し、そして調査委員会に対し、高等弁務官の参加を得た双方向対話において、人権理事会の第 19 会期におけるシリア・アラブ共和国の人権状況に関する報告に書面による最

新情報を提示することもまた要請する。

15. 調査委員会の報告書およびその最新情報を総会に転送することを決定した総会はこの報告書を国際連合の全ての関連する機関に転送することを勧告する。

16 シリア当局に対し、調査委員会と十分に協力することを求める。

17. 事務総長と高等弁務官に対し、調査委員会がその職務権限を実行することを可能にするのに必要な、十分な行政的、技術的および兵站的支援を提供することを要請する。

18. 高等弁務官に対し、人権理事会の第 19 会期に同理事会に対し本決議の履行について報告することを要請する。

19. この問題に引き続き取り組むことを決定する。